

電気最終保障供給約款以外の供給条件

(料金等についての特別措置)

平成30年9月10日

北海道電力株式会社

20180910 資 第 4 号

認 可

平 成 30 年 9 月 10 日

料金その他の供給条件の内容

平成 30 年 9 月 6 日に発生した平成 30 年北海道胆振東部地震により当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用市町村において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用する。

- 1 被災されたお客さまの平成 30 年 8 月（支払期日が 9 月 6 日以降となるものに限る。）、9 月および 10 月調定分の電気料金の支払期日を各々 1 か月間延長する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の翌調定月から 6 か月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行なった場合で、その申込みが平成 31 年 3 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 需給契約の契約電力が被災時の需給契約における契約電力をこえないこと。
- 4 被災されたお客さまが被災後、供給設備を利用する期間が 1 年未満の申込みを行ない、これに伴い新たに供給設備を施設する場合で、その申込みが平成 31 年 3 月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

- 5 最終保障電力A，最終保障電力B，最終保障予備電力の適用を受けていて被災されたお客さまは，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては，平成31年3月末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

- 6 被災されたお客さまが被災後，引込線，計量器，その付属装置，区分装置の取付位置の変更の申込みを行なう場合で，その申込みが平成31年3月末日までに行なわれ，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。

以 上